

記載例

給与支払報告に係る給与支払所得者異動届出書

年度

1. 現年度

2. 新年度

3. 両年度

甲斐市長 殿 令和6年9月1日提出	給(特別徴収義務者)	所在地	〒400-0115 山梨県甲斐市篠原2610												当絡者先	業務者番号	事業所指定番号(8桁)			
		フリガナ	カブシキガイシャ カイサンギョウ														1			
		氏名又は名称	株式会社 甲斐産業														人事課 人事労務係			
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	氏名	甲斐 花子	
給与所得者	フリガナ	カ イ イチロウ												(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名	甲斐 一郎 (旧姓:)																		
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日																		
	個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	140,000	6月から8月まで	9月から5月まで	6年8月31日	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
	受給者番号	001																		
	1月1日現在の住所	甲斐市島上条2254-1																		
	異動後の住所																			
														円	円	円				

現年度と翌年度にも該当する場合は両年度に必ず〇をしてください。

1. 特別徴収継続の場合			
(新しい勤務先)	特別徴収義務者指定番号	法人番号	
	所在地	〒	
	フリガナ		
	氏名又は名称		
2. 一括徴収の場合			
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定日(上記(ウ)と同額)
	2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9月25日	104,000円
3. 普通徴収の場合			
理由	① 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
	2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済税額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
一括徴収税額(納入額と同額)

左記の一括徴収した税額は、
9月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は一括徴収が義務づけられています

新また転「黒
一勤た、宛の
月先勤、名
一前勤「再
日では務給就
から先与職
四段が所等
月個得に
三事人者
十日業の異
日主欄特
ま記の徴
での場合、
間し、合、
に月「番
退給号
職一与
した日支
人現在
にの者
未住
徴所
収地
税課
額税
が地
ある
場番
合号
の
市
町
村
は、
一
括
徴
収
す
る
こ
と
が
義
務
づ
け
ら
れ
て
い
ま
す。